

# 養父市農業委員会

## 第20回会議録

令和3年5月25日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第20回会議録

1. 開催日時 令和3年5月25日(火曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

### 3. 議事

議案第64号 農用地利用集積計画の承認について

議案第65号 非農地証明について

#### 報告事項

報告① 農地法第5条のただし書き、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について

報告② 農地法第3条の規定による許可申請について

報告③ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告④ 養父市申請等の押印の省略に関する規則に基づく養父市農業委員会規則等の押印の省略について

### 4. 出席農業委員(13名) 全員出席

1番 秋山博	2番 山根達夫	3番 藤原義幸	4番 寺尾稔
5番 大谷忠雄	6番 奥藤雅行	7番 前川章	8番 谷垣重俊
9番 西谷眞一	10番 北本健一郎	11番 坂本秀夫	12番 西谷英樹
13番 圓山満			

### 5. 欠席農業委員(0名)

### 6. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 次長 稲津 義彦 副主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹

事務局 : それでは、ただいまより第 20 回農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

谷垣会長 : 皆さん、こんにちは。今日は天気もよく、それぞれ農業をされておられる方は、今日は農作業の絶好の天気の日よりであります。総会の方に、大変お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

この間から決裁を、週に私も 1、2 回来て事務局で見せてもらっているのですけれども、今日も議題に上がっていますが、結構、農地を新たに貸して、あるいは借りて、農業をするというような方が増えてきているなど思っています。私の周りでも、今年に入って、農業を今まで頑張ってきた人が、なかなかできないという状況になってきて違う人に作っていただくということがどんどん増えてきています。先ほど開会前にも話をしましたが、いまだに整備をされたほ場であっても、全然耕運をされていない、草が生えっぱなしの田んぼも見受けられます。1 年とも言えないぐらい、どんどんと養父市の中の農地の様子も変わってきているという状況かと思えます。今、情報部会を中心にして、皆さんから頂いた意見を基に市長への意見書の作成をやっていただいているわけですが、意見書につきましては、皆さんの意見をしっかり盛り込んで市長に届くように作成して、養父市の農地が荒れていかない、また後継者が増えるようなことができたらいかなと思っております。

今日は、議題としては多くはありませんが、コロナの時期でもありますし、総会の方もスムーズに運営していただくように、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局 : それでは、会議成立についてです。本日の出席は農業委員 13 名中、全員の出席でございます。養父市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、過半数以上が出席することとなっておりますので、本日の総会は成立いたします。

なお、事前に連絡をさせていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症を考慮いたしまして、農地利用最適化推進委員については欠席していただいております。

それでは、総会の議事進行につきまして、養父市農業委員会会議規則第 5 条に、「会長が総会の議長となり議事を整理する」ということですので、会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第 16 条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、6 番の奥藤農業委員と 7 番の前川農業委員をお願いいたします。それでは、議事に入ります。議案第 64 号、「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : 議案に入ります前に、資料の修正と差し替えをお願いいたします。まず3ページをご覧ください。3ページ最下段の6番でございます。こちらは備考に「賃貸借」となっておりますが、西谷農業委員からのご指摘により確認いたしましたところ、「使用貸借」の間違いであったという確認が取れましたので、こちらの、「賃貸借」を、「使用貸借」と改めてください。権利が変わりますので、1ページ目の計画の概要が変わります。こちらを、本日お配りした別冊のものに、1ページの差し替えをお願いいたします。

では改めまして、議案第64号、農用地利用集積計画の概要です。公告は令和3年6月1日を予定しております。「1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数」につきましては、田が99,300平方メートル、88筆。畑が3,597平方メートル、9筆。合計12,897平方メートル、97筆となっております。利用権の設定を受ける戸数は59戸、利用権を設定する戸数は12戸となっております。「2、設定する権利の概要」。利用権の内容については、使用貸借権が84筆、86,268平方メートル、すべて新規となっております。解除条件付使用貸借権が5筆、10,15平方メートルです。賃貸貸借権が7筆、5,738平方メートル。内、新規が6筆、2,302平方メートル。再設定が1筆、3,436平方メートルとなっております。解除条件付賃貸借が1筆、876平方メートルです。

利用権の始期につきましては公告日からで、契約年数別に見ますと、1年契約が4筆、7,968平方メートル。3年契約が2筆、2,815平方メートル。5年契約が8筆、4,662平方メートル。6年契約が1筆、2,047平方メートル。11年契約が82筆、8万5,404平方メートルとなっております。詳細につきましては、2ページから24ページに記載しております。なお、4ページ7番から5ページ11番が、一般法人による解除条件付きの使用貸借及び賃貸借です。6ページの13番から24ページの69番までが、農地中間管理事業を活用したものとなっております。ひょうご農林機構から転貸される者については、備考欄に記載して

おり

ます。以上です。

議長 : 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

( 質 疑 無 し )

議長 : はい。質疑なしと認め、議案第64号を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

はい。ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定い

たしました。

続きまして、議案第 65 号、「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : はい。失礼します。25 ページです。議案第 65 号、「非農地証明交付申請の承認について」です。1 番、出合の土地 2 筆で、合計面積が 139.6 平方メートルです。所有者は養父市出合の方で、非農地の事由としましては、「申請の土地は 20 年以上前から駐車場として使用しており、長年、雑種地として使用していた土地であるため、現況の地目に合わせた地目変更をしたい」とのことです。関連ページは、この資料の 26 ページから 30 ページとなっております。

2 番です。中間の土地 1 筆、面積は 363 平方メートルです。所有者は神戸市西区の方で、非農地の事由としましては、「杉が植林され、40 から 50 年が経過し山林になっており、現況の地目に合わせた地目変更をしたい」とのことです。関連ページは、31 ページから 35 ページとなっております。以上です。

議長 : はい。事務局の説明が終わりました。次に 1 番の出合の件について、担当農業委員の説明を求めます。9 番、西谷眞一農業委員。

西谷委員 : 9 番、西谷です。出合の土地ですが、場所は、出合から安井の方に上がっていく道中で、出合から少し上がったところです。昔の出合の保育園があった裏のところに当たります。26 ページの地図を見ていただいたら、およその場所はお分かりいただけると思います。現地の方は、29 ページをごらんください。現地の写真が載っております。これで見ますと、草が生えていて、耕したら畑になるのではないかと写真では見えるかもしれませんが、現地に行きますと非常に、結構大きな石が埋まっていたり、土も、作り土ではなくて固い土でしっかり締め固まっている状態で、とてもこれを新たに耕すなり何なりして農地に戻すということは無理かと判断します。申請者の方に確認しましたが、ここに石などが入っているので、「いつ頃、どうして入れたのでしょうか」と訊いてみたのですが、「私はよく分かりません」と言われ、その方は、お父さんといいますが、その家の主人は亡くなっていて、ご主人も亡くなって女の方が引き継いでいるという形だと思うのですが、そういうことで、いきさつがよく分からないということです。現地を見ましたら、先ほども申し上げましたように、石がたくさん入っていて、土も作り土ではない土が入っていて、土地は固く締まっているという状態で、とても耕作できる状態ではないと認められますので、問題無いと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 : 続いて、現地調査委員の説明を求めます。2 番、山根農業委員。

山根委員： はい。2番、山根です。地元委員がおっしゃるとおりで、今日の朝、見せてもらいました。27ページの写真を見てもらったら分かると思うのですが、赤枠で囲ってあるところが、今、審議してもらおうところです。以前からも駐車場になっており、石ころだらけの農地で、この手前の、多分道路をバイパス工事したときに、そこを埋め立てて今の状況になっていったと思われます。今から石を取って農地にするということは、写真ではきれいに見えるのですが、ちょっと無理だと思います。

議長： 説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

( 質 疑 無 し )

議長： 質疑なしと認め、議案第65号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

はい。ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、2番の大屋町中間の件について、担当農業委員の説明を求めます。7番、前川農業委員。

前川委員： はい。7番、前川です。資料の31ページの位置図を見ていただけますでしょうか。場所の説明ですが、大屋町の若杉の方にずっと向かっていきまして、若杉の手前に中間という地区があります。丸で囲っているところが、その対象になるのですが、ちょうど幹線道路から北側と南側が、ほ場整備されたところで、そこから中に1本入った道のさらに上の、山裾に位置します。次のページを見ていただきますと航空写真が載っております。山の中の裾野の方に赤い枠がありますが、ここが非農地証明をしてほしいという依頼の場所であります。ここに関しましては、この農地の所有者の方々とそのご家族は、皆さん、大屋町から出ておまして、所有者も神戸市に在住しているということで、ご本人から直接お話を聞いておりません。この土地を買おうとされていた方がこの近くにおられまして、その方からお話を聞いたところによりますと、もうだいぶ前にこの土地を相続されて、その相続される前に、すでに植林をされていたということでした。ここの関係者がいないので困り果てて、近くの方がそういった事情なら私が管理しようということで購入されるということです。特に宅地にする、あるいは、その後、何か土地を改変するということは全く考えていないということでもあります。35ページには顛末書もついておりますので、必要な書類

は全部整っていると思っております。以上です。

議 長 : 続いて、現地調査委員の説明を求めます。4番、寺尾農業委員。

寺尾委員 : 4番、寺尾稔です。担当の委員さんが申し上げられましたように、34ページの写真のとおりでございます。完全に山林となっておりますので問題ないと思われま。審議の方、よろしくお願ひします。

議 長 : 説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

( 質 疑 無 し )

議 長 : はい。質疑なしと認め、議案第65号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

はい、ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。報告①、「農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について」、事務局より説明を求めます。

事務局 : 36ページをごらんください。報告①「農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について」です。届出番号1番、養父市大屋町宮本の土地、1筆。面積は1,190平方メートルのうち、3平方メートルです。貸付人は養父市大屋町宮本の方、借受人は東京都港区の株式会社です。届け出の目的は、県道拡幅に伴う携帯基地局の移設です。場所につきましては、37ページの位置図をごらんください。北側が大屋市場、南側が明延方面となっております。糸原から門野に抜ける県道沿いにあるところでございます。38ページに航空写真を載せておりますのでご覧ください。真ん中やや右側に赤囲いをしているところが申請地でございます。その中に緑の色づけしたものが、今回建設予定となっております。その横に薄い青色で線を引いているところが、今度拡幅されます県道門野バイパスの位置となっております。現状写真を40ページにつけておりますのでご覧ください。まず、上段の写真の中の真ん中やや右側に、撤去局とあるところが、現在ある携帯基地局の場所となっております。こちらでは黄色の点線になっているところが県道拡幅の場所となっておりますので、その真ん中になってしまうので、そこから新たな県道の設置

場所となっておりますところに移設することになっております。こちらの場所に、41 ページから 42 ページにありますように、約 14.9 メートルのアンテナが立つこととなっております。以上です。

議長： はい。説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 無 し )

質疑なしと認め、この件の報告を終わります。

続きまして、報告②、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、事務局より説明を求めます。

事務局： はい。43 ページです。報告②、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。1 番、大屋町加保の土地、1 筆、95 平方メートルです。譲受人は大屋町加保の方で、譲渡人が大屋町大屋市場の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が 4 月 7 日、許可日が 4 月 20 日となっています。2 番、三宅の土地、3 筆で、798 平方メートルです。譲受人が大久保の方で、譲渡人が三宅の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が 4 月 20 日で、許可日が 5 月 7 日となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について、質疑はありませんか。

( 質 疑 無 し )

はい。質疑なしと認め、この件の報告を終わります。続きまして、報告③、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」、事務局より説明を求めます。

事務局： はい。44 ページです。報告③、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。1 番、申請場所は、小城・藪崎の土地で、6 筆あります。面積が 6,811 平方メートルです。申請人は養父市小城の方です。取得した日が、平成 28 年 3 月 8 日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。2 番です。畑の土地で、5 筆あります。面積が 5,134 平方メートルです。申請人が畑の方で、取得した日が令和 3 年 2 月 21 日です。相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方です。3 番です。八鹿町八鹿の土地で、1 筆、152 平方メートルです。申請人は八鹿町九鹿の方です。取得した日が令和 3 年 4 月 19 日で、相続により所有権を取得されています。



被相続人は記載の方です。以上で報告を終わります。

議長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありますか。

( 質 疑 無 し )

はい。質疑なしと認め、この件の報告を終わります。続きまして、報告④、「養父市申請書等の押印の省略に関する規則に基づく養父市農業委員会規則等の押印の省略について」、事務局より説明を求めます。

事務局： はい。45 ページ、報告④、「養父市申請書等の押印の省略に関する規則に基づく養父市農業委員会規則等の押印の省略について」ということで、「養父市申請書等の押印の省略に関する規則に基づき、養父市農業委員会規則等に定める様式の押印省略について次のとおり報告します」ということです。これはどういうことかと言いますと、先に、60 ページ、61 ページをごらんいただきたいと思います。60 ページ、61 ページをご覧くださいますと、「養父市申請書等の押印の省略に関する規則をここに交付する」ということで、令和3年3月17日の時点で養父市の執行機関に関する申請関係の押印につきましては、令和3年4月1日から、押印の省略ということで、すでに施行が始まっております。これにつきましては、ご存じのように、ここにもデジタル化もありまして、各申請関係の押印は極力省略すべきということですが、それに伴いまして、自治体の方におきましても、申請書等の簡素化ということもございまして、押印の省略を規定するということとなっております。大まかには、申請書や届出書につきましては押印の省略をするということとなっております。執行機関につきましては令和3年4月1日から施行するということとなっておりますが、それ以外の委員会です。今、ご説明させていただいております農業委員会もそうですが、教育委員会や選挙管理委員会などもございます。それもこの規則に準じてよいという法解釈となっております。ただし、本来、農業委員会で定める要綱や規則につきましては、総会の議決が必要とされておりますので、本日、報告を行ったうえで、農業委員会等へ提出する申請関係の書類への適用を行っていきたいと考えております。45 ページに戻っていただきまして、農業委員会の規則等に基づく申請にはどのようなものがあるかということですが、まず、農業委員会規則につきましては、「養父市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則」がございまして、これにつきましては、48 ページ、49 ページをご覧ください。「養父市農地利用最適化推進委員の推薦書・応募申込書」ということになっておりますが、それぞれ推薦する者などの関係が、本人も含めて、すべて印鑑を押して出すという様式となっておりますが、これを省略するということが一つです。続

きまして、45 ページに戻っていただきまして、2 番目の、「養父市農業委員会農地法事務取扱要項」につきましては、転用地届出、それから、農地の使用貸借の解約通知書、非農地証明の認定というような申請様式があるわけですが、これにつきましては、50 ページをご覧くださいましたら、「農地の転用（農業用施設等）届出書」がございます。それから 51 ページは、「農地使用貸借の解約通知書」がございます。それから 52 ページは、「非農地証明願」ですね。これにつきましての申請者の押印を省略するというごこととでございます。それから三つ目なのですが、「養父市農地移動適正化あっせん事業基準」ということで、農地移動適正化あっせん事業の基準の申出関係です。調書などにつきましても、押印して提出する部分が多くございます。そういうことで、本人、申請者が押すところにつきましては、すべて省略となります。ただし、57 ページをご覧くださいと思います。57 ページの下段の部分。「上記のとおり相違ないことを証明します」ということで、養父市農業委員会が発行する証明につきましては、押印して証明するというごこととしております。ということは、あくまでも申請者などの関係について省略するというごこととでございます。続きまして、46 ページの 4 番目です。「養父市空き家に付属する農地の取得制度実施要項」がございます。これにつきましては、58 ページとなります。時々、申請が出てまいります、「養父市空き家に付属する農地の登録申請書」。これにつきましても本人の押印が必要となっておりますが、これを省略いたします。それから 5 番目、「養父市農地の現況転換の適正化に関する要項」。これは 59 ページです。農地のかさ上げの工事をするための届け出なのですが、これにつきましても、届出者の押印を省略します。こういうことで、養父市農業委員会に提出する書類関係につきましては、押印の省略をすべて行って提出していただくということに、今後はさせていただきたいと考えております。なお、押して出されても別に問題はございません。そういうことで、一応、附則内容ということで、46 ページに、「令和 3 年 4 月 1 日から施行する」と規則どおり書いておりますが、皆様に報告をしたうえで正式に進めていこうと考えております。規則関係ではないのですが、「その他、農業委員会へ申請する押印省略関係」ということとです。「署名により省略できる様式」ということで、皆様に申請のときをお願いしております、農業委員の確認書は、すべての申請につけていただくわけなのですが、これは署名のみにさせていただきたいと思っております。それから、始末書につきまして、始末書の内容はもちろん書いていただきますが、押印は省略いたします。それから、同意書につきましては、申請者の欄の押印は省略します。ただし、同意者の印は当然必要でございますので、そのあたりはお間違いないようお願いいたします。それから誓約書につきましても、本人の署名があれば、押印は省略するというごこととです。ただし、押印があっても別に問題はございません。そういうことで改正をしていきたいと思っております。なお、47 ページにつきましては、本文にも、このような、養父市農地移動適正化あっせん事業に

おきまして、第10条の、「署名押印の上」という部分を、「署名の上」というように改正していきます。具体的には、このような内容になっていますので、参考につけさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

議長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について、質疑はありますか。

はい、大谷農業委員。

大谷委員： 5番、大谷です。署名は分かりますが、今はパソコンで書類作成していますね。それはだめなのですか。やはり本人が署名をしなければいけないのですか。その区分けをちょっと知りたいのですが、よろしくお願いたします。

事務局： 回答します。60ページ、61ページの規則で、「記名又は署名により押印を省略することができる」とありますので、パソコンで打ち込みにしてある場合は、押印は、やはり必要かと思いますが、署名していれば、別に省略はできると考えます。

大谷委員： 了解しました。

議長： 他にはございませんか。

はい、寺尾農業委員。

寺尾委員： 区長さんや近隣の方の同意書などは、「印鑑が要る」ということでしたが、署名をしてもらったら、同じように別に印鑑がなくても、今、どのような印鑑でもいいとなっていますね、実印ではなくても。三文判でも、どこでも、100均にもありますね。それを農業委員会が決めることなのか県が決めることなのか分かりませんが、署名していただいたら、結局、署名というのは、字の癖か何かで本人を確認するということでしょうか。同意書なども、別にそれでいいと思うのですが、その議論はしておられないのですか。

事務局： 転用申請におきましての同意書につきましては、兵庫県の方からも農地転用の施行規則改正などが来ておりまして、その分についても、申請書類関係すべてが押印省略になっておりますが、同意書の部分のところまでの指示が特にありませんでしたので、その部分につきましては、県も、「こうしてください」という指示はなかったもので、これまでどおりにさせていただきたいと思っております。

議 長 : 他にはございませんか。  
はい、大谷農業委員。

大谷委員 : 大谷5番、大谷です。申請書類は区長さんに、1回見てもらいたいのので、必ず、区長さんの同意が要ることは別としまして、一応、見てもらって、つけていただいているのが現状です。区長個人ではなくて、やはり区としての代表になると思うので、やはりこういうものには印鑑が要るのではないかと思うのです。公印の区長印ですね。

議 長 : (藤原委員挙手) 藤原委員

藤原委員 : 2番、藤原です。私が申請したときに、個人の印鑑ではだめと、代表印を押してくれということがありました。要るのだったらどちらかに、先ほど言われたように、はっきりした方がいいと思います。以上です。

議 長 : 他にはございませんか。  
それでは、今の同意書の件で、申請者の欄については押印を省略できるということで、それ以外の方について、区長さんや農会長さんや、水利組合の代表など、いわゆる、公印といいますか代表印を押される方もありますし、個人の印を押される方もいろいろあると思うのですが、そのあたりのところをもう一度、県の農業委員会の事務局にも確認をして、またご報告をするという方向でよろしいですか。

事務局 : はい。了解しました。

議 長 : はい。以上で、そのようにさせていただきたいと思います。他にはございませんか。ないようですので、質疑なしと認め、この件の報告を終わります。以上で、第20回農業委員会総会を閉会いたします。

6番奥藤委員 7番前川委員

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 谷 垣 重 信

署名委員 奥 藤 雅 行

署名委員 前 川 尊